

## フランス法における担保執行者 (agent des sûretés)

ピエール・クロック (パリ第2大学)

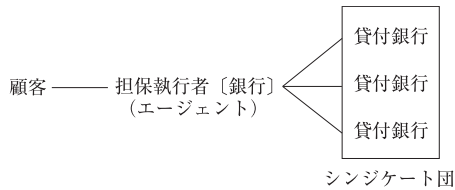
野澤 正充 (訳)

- 0 はじめに
- I 担保執行者は、特殊な受託者である
  - A. 特殊な受託者の地位の正当性
  - B. 特殊な受託者とするものの帰結
- II 担保の保有者の資格と被担保債権の保有者の分離
  - A—担保法制度と資格の分離との両立可能性
  - B—担保法制度における資格の分離の帰結

### 0 はじめに

まず、友人である野澤先生に、立教大学にお招きいただいたことを感謝する。本日は、フランス法における最近の重要な改正である、担保執行者という新たな規律について話をする予定である。

担保執行者の役割と重要性を理解するためには、あるプロジェクトが大きな資金を必要とする場合に、そのリスクは、融資をする一社のみではなく、多くの会社（金融機関）によって引き受けられる、ということを前提としなければならない。すなわち、その多くの会社は、銀行によって設立されるシンジケートに統合され、たいていは、そのうちの一社に担保執行者の役割が委任されることとなる。この担保執行者の役割は、この銀行シンジケートの構成員全体の利益を考慮して、融資のためのさまざまな担保の設定、登録、そして場合によってはその取消しを慎重に行うことにある。



このシンジケートの重要な特徴の1つは、信用供与の期間中における構成員(の利害)が、さまざまであるということにある。すなわち、構成員の一部は、当該融資計画への出資者としての地位を、新しい債権者に対して譲渡することを望んでいる。

それゆえ、次のような2つの法的な仕組みを、同時に用意することが肝要である。すなわち、担保執行者に対して、全ての銀行シンジケートの構成員の利益において行動するための大きな権限を与えることと、そのシンジケートの構成員の変動によって、新たな費用を生じさせることがないようにすることである。

長い間、銀行シンジケートには法人格が認められなかったため、その融資は、以下のように行われていた。すなわち、外国法の適用が可能である場合には、担保権信託(セキュリティ・トラスト)の手法を採用し、フランス法が適用される場合には、委任契約(*contrat de commission*)、能動的連帯(*solidarité active*)、または、併存的債務(*dette parallèle*)のような法的テクニックを利用した。しかし、これらのフランス法のテクニックは、十分なものではない。というのも、これらの手法は、債務者が銀行シンジケートの全ての構成員のために弁済をし、これを債権者の1人が受領した場合に、その債権者に対して、集団訴訟(*procédure collective*)の手続をしなければならない、というリスクがあるからである。

この場合には、債務者は免責されるが、他の債権者は、実際には弁済を受けることができないであろう。

この問題を改善するために、立法者は、信託に関する2007年2月19日の法律に際して、民法典の旧2328条の1に、担保執行者の制度を導入した。しかし、その規定は、不十分であると共に、適切なものではなかった。そのため、実務は、シンジケートによる与信がなされた場合にも、この制度を用いず、民法典の担保執行者の規定が改正され、十分なものとなることを期待していた。

とりわけ、この制度が、その後、OHADA（Organisation pour l'Harmonisation en Afrique du Droit des Affaires）の17の加盟国において施行されたものと同じになることが期待された。

担保執行者の規定の改正は、結局、2016年12月9日の法律によって実現された。この法律は、担保執行者の規定を改正するために、政府に対し、オールドナンスによって法律を定める権限を付与したものであった。

この規定の適用によって、2017年5月4日のオールドナンスは、同年10月1日以降、民法典の2328条の1を廃止し、新しい2488条の6から2488条の12において、担保執行者の新たな制度を導入した。現在は、このオールドナンスの承認が、会社の拡張と再編に関する法律案の導入に際して、行われることが予定されている。

この新たな担保執行者は、2つの本質的な特徴を有している。

1つは、立法者が、信託受託者の新たな類型を創出することを選択した、ということである。すなわち、立法者は、この受託者に対し、銀行シンジケートの構成員の全ての利益において行動する大きな権限を付与している。

もう1つは、このシンジケートの構成員の中では、債権者の変更がいかなる形式も満たす必要がないことを認めるために、立法者は、被担保債権を有する者の地位と担保権を有する者の地位とを分離することにした。これらの地位は、担保執行者に帰属するものである。

そこで、この2つのフランス法における新たな革新的制度を、順に検討する。

第1は、新たな信託類型の出現である。というのも、担保執行者は、特殊な受託者（fiduciaire sui generis）であるとされているからである。

第2は、担保権保持者の地位と被担保債権保持者の地位の分離である。

## I 担保執行者は、特殊な受託者である

担保執行者は、特殊な受託者である。まず、その性質決定の正当性を検討し、次いで、その帰結を検討する。

### A. 特殊な受託者の地位の正当性

担保執行者は、受託者に似ている（a）けれども、民法典2011条以下に規

定される受託者ではない(b)。

a) 担保執行者と信託の受託者の類似点

まず、担保執行者は、多くの点において、受託者に似ている。

① 担保執行者は、特定の目的で、その固有の名において、しかし、他人の利益のために行動する。

② 担保執行者は、被担保債務の債権者のために行為する場合には、その資格を明示しなければならない。

③ 担保執行者は、財産に対して完全な特権を有し、その職務の遂行に際して同執行者に移転された権利および担保を行使する一般的な権限を有する。それゆえ、第三者は、被担保債務の債権者に対して、担保執行者の全ての行為を対抗することができる。ただし、第三者が、担保執行契約によって、担保執行者の権限が制限されていたことを知っていたときは、この限りでない。

④ 担保執行者は、その職務を行うに際してフォートを犯した場合には、第三者に対しても、被担保債務の債権者に対しても、個人的に責任を負う。

⑤ 担保執行者は、同一の条件で、他の担保執行者に代わることができる。これは、受託者(fiduciaire)の交代の場合と同様である。

⑥ 担保執行者は、その職務を行うに際して、担保、財産および権利を取得することができる。これらの権利は、目的財産(patrimoine d'affectation)を構成し、その結果、次の2つが導かれる。

すなわち、一方では、追及権または詐害行為取消権の行使がない限り、これらの権利および財産は、その維持または管理に際して生じた債権の債権者によってしか差し押さえられない。

また、他方では、担保執行者に対する破産手続の開始は、目的財産にいかなる影響も及ぼさない。

このような目的財産の存在を明確に認めることは、銀行シンジケートの構成員の保護にとって、特に重要である。

b) 担保執行者は、民法典2011条以下に規定される受託者ではない。

しかし、担保執行者は、民法典2011条以下に規定される受託者ではない。

そのことは、第1に、信託に関する民法典の規定によって定められた一定の規律が、担保執行者に関する規定においても、明示的に採り入れられている、という事実からも帰結される。というのも、担保執行者が民法典2011条以下の受託者であるとすれば、これらの規定を明示的に再録することは無用であ

り、単に信託の一般法を準用すれば十分だからである。

第2に、担保執行者は、彼自身も債権者のために担保を取得することができる、という事実からも、（受託者ではないことが明らかである）。もっとも、その担保は、債権者から担保執行者に移転されるわけではない。これに対して、受託者は、設定者によって移転された範囲においてのみ、財産ないし権利を取得することができる。そしてこのことは、これらの財産・権利が、事前に設定者に帰属していることを前提としている。

第3に、担保の設定者は、担保執行者がその利益のために行動する者の一人であってはならない。これに対して、信託の設定者は、当該信託の受益者となることができる。

担保執行者の契約と一般法の信託の区別は、共和国の大統領に対してなされた2017年5月4日の趣旨説明（rapport de présentation）にも、明記されている。

すなわち、同説明は、次のように述べている。「担保執行者は、特別な規律に服する、特別な受託者である。それゆえ、民法典2011条以下の信託の形式が適用されるものではない。その形式は、単に担保を管理するためには、あまりに厳格なものであることが明らかだからである」。

さらに、同説明は、よりの確に、担保執行者を、「特別法の受託者」よりも「特殊な受託者」であることを明らかにしている。というのも、信託の一般規定は担保執行者に適用されず、2488条の6以下の規定も、黙示的ではあるが、そのことを前提としているからである。

したがって、現在のフランス法では、3つの種類の信託が同時に存在している。

第1は、一般法の信託である。これは、民法典に規定された、管理信託と担保信託とを含むものである。

第2は、特別法の信託である。これは、保険法典に規定された特別な場合における信託であり、保険法典が規定していない事項については、一般法の信託の規定が適用される。

第3は、担保執行者という特殊な信託である。これには、一般法の信託の規定が、全く適用されない。

## B. 特殊な受託者とする事の帰結

一般法の信託の規定が担保執行者に適用されない、ということから、多くのことが帰結される。以下では、本講演を長引かせないために、2つの例のみを提示することにする。

第1の例は、次のようである。まず、受託者に関する制限は、担保執行者に適用されない。それゆえ、受託者には、信用供与機関、投資会社、保険会社または弁護士しかねないのに対し、担保執行者には誰でもなることができる。

担保執行者の資格は、民法典 2015 条に規定された者に限られない。すなわち、受託者に適用される制限は、脱税と不正融資のマネーロンダリングの危険を回避するために課されるのであって、(担保執行者にそのような制限がないことは)、これらの危険が担保執行者の場合には存在しない、ということによって正当化されるものである。

しかし、担保執行者の資格が全ての者に開かれているとしても、実務上は、次の2つの要素によって制限される。

一方では、担保執行者の契約は、債権者たちと担保執行者との間の強固な信頼関係を前提とする、ということによって制限される。

また他方では、受託者の職務上の責任を担保する保険の費用のために、実際には、自然人が担保執行者になるという可能性は低くなる、ということが挙げられる。

第2の例は、次のようである。担保執行者が民法典 2011 条以下の受託者ではないということは、民法典 1596 条第6項が適用されない、ということの意味する。すなわち、この規定は、受託者が信託に供された財産の落札者となることを禁じるものである。

ここで注意しなければならないのは、少なくとも、2007年2月19日の法律が、同規定を、一般法の信託に広く適用したことが適切ではない、ということである。というのも、この禁止は、受託者による権限の濫用から受益者を保護するために、管理信託について認められるだけでなく、そのような要請の全くない担保信託についても認められるものだからである。

まして、担保執行者の場合も同様である。担保執行者は、一般法における受託者ではないので、この禁止を対抗されることにはならない。

したがって、2017年5月4日のオールドナンスは、信託の新たな類型を作出する革新的なものであった。そして、より根本的には、債権者の資格と担保の

保有者の資格とを初めて分離し、フランス法を変革するものでもある。

## II 担保の保有者の資格と被担保債権の保有者の分離

新しい担保執行者の本質的な特質の1つは、債権者たちによって供与された信用を担保する担保権の保有者でありながら、その担保権によって担保される債権の保有者ではない、ということである。

このような分離は、民法典 2488 条の 6 によって付与された担保執行者の定義と機能から導かれる。

というのも、一方では、同条第 2 項が、「担保執行者は、担保の保有者である」と規定し、他方では、同第 1 項が、担保執行者は、「被担保債務の債権者のために」行為することを認め、必然的に、担保の保有が担保執行者に認められているにもかかわらず、債権者が被担保債権の保有者であり続けることを前提としているからである。

それゆえ、必然的に、被担保債権の債権者の資格と、その債権を担保する担保権の保有者の資格との分離がもたらされる。すなわち、この 2 つの資格は、異なる人に帰属するのであり、このことは、フランス担保法に、大きな変革をもたらすものである。

フランス法は、すでに、(他人の債務を担保する場合における)被担保債権の債務者の資格と担保の設定者の資格の分離、(物的債務の場合における)物的債務の付着した財産の保有者の資格と担保の保有者の資格の分離、および、(根担保の場合における)担保の存在と被担保債権の存在の分離を認めている。しかし、2017 年 5 月 4 日のオルドナンスまで、被担保債権の保有者の資格と担保の保有者の資格の分離は存在しなかった。そして、この 2 つの資格は、同一人に帰属するとしか考えられてこなかった。

しかし、今後は、あらゆる(資格の)分離が可能であり、その分離は競合することさえありうることになる(例えば、第三者占有委託(entiercement)を伴う質権の保有者である担保執行者の場合には、その質権が他人の債務を担保するものとして設定されているので、担保法において、最も複雑な状況をもたらすこととなる)。

ところで、フランス担保法におけるこの新しい制度の適用領域は、非常に広くなりそうである。なぜなら、物的債務の設定のみを対象とした民法典旧

2328条の1と異なり、新しい2488条の6第1項は、担保執行者による、あらゆる担保の取得、登録、管理および実行を規定しているからである。

もっとも、一方では、さまざまな担保の法制度が、この新しい、担保保有者の資格と被担保債権の保有者の資格の分離と両立しうるかは、なお検討しなければならない(A)。また、他方では、そのような両立が認められるとしたときに、その分離が、担保法制度の最も重要な局面にもたらず帰結を明らかにしなければならない(B)。

### A—担保法制度と資格の分離との両立可能性

2017年5月4日の改正によって新しく導入された、担保保有者の資格と被担保債権の保有者の資格の分離は、必然的に、その規定の適用と解釈について問題を引き起こすことになる。すなわち、その分離は、その定義上、以前の法律用語集によって考えられていたものではなく、新たに明文化されたものである。しかし、その明文では、担保の保有者を示しながら、単に「被担保債務の債権者」という概念しか用いていないのである。

それゆえ、この条文の文言をどのように解釈しなければならず、単に「債権者」と書かれている文言から、「担保執行者」を読み取ることは可能であろうか。

改正法の適用は、目的論的解釈を選択することを前提としている。すなわち、旧規定を新しい区別に照らして解釈するのであり、その適用に際しては、条文の文言に拘泥せず、その精神を考慮すべきである。例えば、債権者という文言が用いられている場合に、その条文が、担保の取得、登録、管理および実行をする者を対象とするときは、単に「債権者」と書かれていても、「担保執行者」と読むことが可能である。これに対して、同じ用語を用いていても、条文が、担保の結果を事実上享受する者を対象とするときは、担保執行者ではないことになる。

このような目的論的解釈は、この4月10日(時差を考慮すれば、数時間後なのですが)に上院で採択された、企業の拡張と再編に関する法律案で明示的に認められている。

目的論的解釈の原則は、民法典2488条の6以下の適用によって担保執行者を認めた場合に実務が直面する、次の2つの問題を解決するために、有効である。



1つは、担保執行者が、法律によって明らかに、一定のカテゴリーの債権者に利益が留保されている担保を取得することができるか否か、という問題である。

もう1つは、条文が、担保の受益者である債権者の明記を要求している場合にも、担保執行者がその固有の名義のみで、その担保を取得することができるか否かである。

#### 1) 担保執行者と一定の債権者に留保された担保

担保の利益が一定の債権者に留保されている場合には、担保執行者は、法律によって対象とされている者ではないため、その担保の保有者とはなりえないよう思われる。

しかし、目的論的解釈が、この障害を克服する。その例として、ダイイ法による譲渡の場合を検討しよう。

ダイイ法の規定によれば、被担保債権の保有者ではない担保執行者は、債権の担保として譲渡された当該債権の譲受人になることはできないように解される。すなわち、金融法典（Code monétaire et financier）L.313の23条第1項によれば、譲受人が、当該（債権）譲渡によって担保される信用を合意した信用の供与者、出資会社（société de financement）、または、投資基金（fonds d'investissement）である場合にしか、ダイイによる譲渡は認められない。

しかし、この条文の目的は、担保に認められる特権を行使しうる者を確定するよりも、信用を供与する銀行の特権との関連で、受益者となりうる者のカテゴリーの範囲を確定することにある。それゆえ、この銀行の特権に対する例外を認める法改正に応じて、このカテゴリーも拡大するという特徴を有しているのである。

したがって、ダイイによる譲渡の場合には、L.313の23条第1項に規定されている資格者のうちの1人である債権者のために担保執行者が行為をする限りは、担保執行者も譲受人であると解するのが、同条の精神に合致するといえよう。

反対に、担保執行者が同条に規定された資格の1つを有していて、債権者の1人のために行為をしているとしても、その債権者が同項に規定された資格者の1人でない場合には、担保執行者は、ダイイによる譲渡における譲受人にはなりえないと解される。

2) 担保執行者と担保によって利益を受ける債権者の指示のある担保

2017年5月4日のオールドナンスの本質的な目的の1つは、担保執行者に、「被担保債務の債権者のために、自らの名において」行為をすることを認めることにある。そして、このことは、銀行シンジケートの構成員である債権者の1人が交代した場合にも、新たな形式を満たすことを避けるためのものであり、共和国大統領に対するこのオールドナンスの趣旨説明でも明示的に認められていた。

しかし、このことは、担保を実行することと相容れるのであろうか。というのも、表面的には、担保を実行するためには、利益を受ける債権者の名義を明らかにしなければならないからである。

この問題は、とりわけ、金融法典 D.211 条の 10 における有価証券口座の質の場合に生じる。すなわち、同条では、有価証券口座の質権の届出は、「質権の設定を受けている債権者の名前ないし社会的呼称および住所」を含まなければならないとする。

この規定によれば、担保執行者の名前のみしか示していない質権の届出は、当該担保の設定を無効とするリスクを伴うことになる。

しかし、そうではないと考えられる。なぜなら、このような記載の目的は、口座の所有者に、質の権利証を請求し、口座の機能を止めて留置権を行使し、さらには、質権を実行する資格を有する者を知らせることにある。

ところで、その資格を有する者が担保執行者であり、それゆえまさに、届出に際しては、その名前のみが示されなければならないのである。

したがって、目的論的解釈の活用は、さまざまな担保の設定と、担保の保有者の資格と被担保債権の保有者の資格の新たな分離との両立を可能なものとする。

そこで、このような分離が、担保法制度に、どのような帰結をもたらすかを検討しよう。

## B—担保法制度における資格の分離の帰結

資格の分離は、多くの帰結をもたらす。というのも、担保の登録、管理はもちろん、被担保債務の債務者の破産の場合における担保の実行に関連する問題だからである。ただし、本講演が長くなりすぎないように、以下では、担保の実行の問題についてののみ言及することとする。

担保の実行の帰結は、担保執行者の介入によって変化するであろうか。

例えば、担保の利用は、設定者を犠牲にして不当な不利益をもたらすものではなく、かつ、債権者に不当に利得を得させるものでもない。それゆえ、担保の付された財産の所有権を帰属させることによって担保を実行することは、被担保債権が、所有権の移転時における当該財産の時価で弁済される、ということの意味する。

しかし、このメカニズムは、担保執行者を利用することによって再検討されるか否かが問題となる。

というのも、民法典 2488 条の 6 第 1 項によれば、被担保債務の債権者の利益のために担保を実行するのは、担保執行者であり、したがって、担保権の設定された財産を、時機をみて、裁判所に付託するか、流担保条項を用いて所有権者になるかを定めるのは、まさに担保執行者だからである。ただし、(流担保条項を用いる場合には)、後に担保執行者が、債権者に弁済するために、当該財産を最もよい代金額で売却することが条件となる。

もっとも、その場合には、担保に供されている財産の所有権は、担保執行者に移転されるのであり、被担保債権者に移転されるのではない。これに対して、被担保債権は、債権者の一般財産に属している。それゆえ、次のことが認められる。すなわち、被担保債権は、所有権の移転時における当該財産の時価で弁済されることとなるが、それは、担保執行者のためになされるのであって、その債権者のためになされるものではない、ということである。

他の例を検討しよう。債権質ないしダイイ法による譲渡の実行の場合には、担保に供された債権の弁済は、被担保債権の額との相殺によってなされ、被担保債務を超える金額が債権者に支払われたときは、債権者は、設定者にその差額を返還しなければならない。

しかし、担保執行者の介入は、担保執行者が、相殺取引に典型的な債権者と債務者の資格の相互性を断絶するので、担保実行のメカニズムのノーマルな機能を妨げるように思われる。というのも、弁済は担保執行者に受領されるが、被担保債権は、なお被担保債権者の一般財産に属しているからである。

これらの 2 つの例において、担保は、被担保債権の債務者が免責されることなく、実現される、ということができようか。

そうではない、ということをも、理由をもって示すことにする。ただし、問題を単純化するために、担保執行者がただ 1 人の債権者のためにしか行為をしな

い、という場合を想定する。

まず、担保執行者の介入は、担保の付従性を問題とするものではない、ということ強調しなければならない。すなわち、担保の保有者と被担保債権の保有者が、2人の異なる者になるとしても、担保は、同一の債権を担保し続けるのである。

ところで、担保の利用が、債権者を不当に利することなく、設定者にも不当に不利益を与えない、ということは、この(担保の)付従性によるものである。

したがって、担保を利用する者の資格は、さほど重要なものではない。

その資格がどのようなものであれ、担保の付従性から導かれる諸原則を尊重することによってしか、担保を利用することはできないのであり、その結果、少なくとも、次の2つが帰結される。

第1の帰結は、次のようである。付従性の尊重は、担保の実行に関しては、債務者が、担保に供された財産の価値に応じて、直ちに被担保債務を免れることにも現れている。そして、そのことは、被担保債務の債権者が、後になってしか、債権者のために担保執行者に課された返還債務の履行によって有効な弁済を受けることができなくても、認められる(=直ちに被担保債務を免れる)。

このような、相殺に固有の相互性の要請に対する例外は、次の3点によって正当化される。

① 担保の実行のメカニズムが特別な性質を有していること。

② 民法典248条の6によれば、担保執行者は、被担保債務の債権者のために行為をすること。

③ たいていの場合は、担保執行者の契約と担保設定契約は、同一の契約に明記されると解されること。すなわち、その契約の中に、担保執行者によって債務者の弁済が受領されたときは、それがいかなる形式であれ、被担保債務の債権者の債権が対等額で消滅する旨の、明示的な合意を含むことによって、相互性の要件の例外を認めることが可能である。そして、このような契約の集合(ensembles contractuels)における相互性に対する例外は、すでに判例によって認められているところである。

第2の帰結は、次のようである。付従性の尊重は、担保の実行時において、担保に供された債権の支払額、裁判所に付託された目的財産の価値、または、流担保条項の実行による財産の価値が、被担保債権の額を上回るときに、担保

執行者が、その実行時に、差額を設定者に返還する債務を負う、ということをもたらす。

この付従性の第2の帰結は、担保執行者が、担保の実行時において、そのような返還に必要な資金を有していることを前提にしているように思われる。しかし、必ずしもそのような資金を有してはいない。とりわけ、担保の付された財産の所有権が帰属する場合には、論理必然的に、担保執行者は、なお売却する権限を有していないからである。

実務上は、この問題を解決するために、担保執行者の契約において、次のように規定している。すなわち、被担保債務の債権者は、担保の実行の場合に、担保執行者に対して、その債務額の前払いをすることを約束し、次いで、被担保債務の債権者に返還金が支払われる前に、その前払金と担保に供された財産の売却額とを相殺する、という規定である。

本講演では、新しい制度である担保執行者の導入によって、今日のフランス法に提起された多くの問題のうちのいくつかを提示した。この講演が、みなさんにとって有益であることを願うとともに、ご清聴を感謝します。

## 【仮訳】

### 担保執行者

**第 2488-6 条** 被担保債務の債権者の利益のために、自らの名において行為する担保執行者は、全ての担保を取得し、登録し、管理し、かつ、実行することができる。

② 担保執行者は、担保の保有者である。

③ その職務の遂行のために担保執行者によって取得された権利及び財産は、その職務に充てられる責任財産を構成し、担保執行者の固有の財産とは区別される。

**第 2488-7 条** 債権者が担保執行者を指定する契約は、その資格、任務の目的と期間、及び権限の範囲を記載した書面によってなされなければ無効である。

**第 2488-8 条** 担保執行者が被担保債務の債権者のために行為する場合には、その資格を明示しなければならない。

**第 2488-9 条** 担保執行者は、特別の委任があることを証明することなく、被担保債務の債権者の利益を守るために、あらゆる訴権を行使し、かつ、全ての債権の届出をすることができる。

**第 2488-10 条** その職務の遂行に際して担保執行者が取得した権利及び財産は、

追及権の行使及び詐害の場合を除いて、その財産の維持又は管理によって生じた債権の保有者によってしか差し押さえられない。

② 担保執行者に対する再生手続…の開始は、その職務のための一般財産には、いかなる効力も有しない。

第2488-11条 (省略)

第2488-12条 担保執行者は、その職務の遂行に際してフォートスを犯した場合には、その固有の一般財産によって責任を負う。

【付記】 本稿は、2019年4月10日に、立教大学太刀川記念館3階カンファレンス・ルームにおいて行われた、ピエール・クロック教授の講演の原稿を翻訳したものである。同教授は、同月21日にフランスに帰国され、5月6日には、重い病を罹っていることが判明した。その後、クロック教授は、6月14日にパリのアメリカン・ホスピタルに入院され、7月5日に逝去された(享年60歳)。

ピエール・クロック教授は、アンジェ大学法学部に教授として奉職された後、1996年9月1日にパリ第2大学に移籍された。この年、パリ第2大学において在外研究中であった私は、受入教員であるクリスティアン・ラルメ(Christian Larroumet)教授の紹介で、クロック教授の大学院博士課程の演習(Enseignement méthodologique)に参加することとなった。その翌年も引き続き、同演習に参加したが、当時のクロック教授は日本に全く関心がなく、私もお昼ご飯をご一緒する程度のお付き合いであった。しかし、私の帰国後もクロック教授との交流は続き、2005年2月、日本学術振興会の短期招へい研究員として本学に招いてからは、多くの日本の研究者に温かく迎えられたこともあり、日本をこよなく愛するようになった。

クロック教授との交流の思い出は数知れず、ご一緒した際の多くの写真は、私にとって生涯の宝物となろう。しかしいまは、真の友人との突然の別れに、ただ涙するばかりである。